

第60回鎌ケ谷市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和2年8月20日(木) 午後2時～午後3時30分
- 2 場 所 鎌ケ谷市役所 地下団体研修室
- 3 出席委員 秋山秀一会長、海口晴彦副会長、後関俊一委員、針貝和幸委員、泉川洋二委員、大野幸一委員、坂本康政委員、大嶋辰夫委員、菅野勝利委員、相澤忠利委員、相原隆委員
- 4 市出席者 清水聖士市長
 都市建設部：貞方敦雄部長、浮ケ谷勝美参事、萩原勝次長（事）都市計画課長
 道路河川整備課長：松岡秀樹課長
 道路河川整備課栗野バイパス推進室長：長谷川実室長
 道路河川管理課長：永束昇課長
 公園緑地課長：秋元勝美課長
 環境課：市村昌子課長
 学務保健室長：富田浩司室長
- 5 事務局 都市計画課都市政策室：仲田政樹室長、浜田一美室長補佐、島村弘樹主任主事
- 6 議 案 第1号議案「北千葉道路（市川市～船橋市）に係る鎌ケ谷都及び印西市計画道路の変更についての市の意見について」
- 7 議 事

司会	<p>本日は、お忙しい中、鎌ケ谷市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、第60回鎌ケ谷市都市計画審議会を開催させていただきます。なお、会議録を作成する都合上、当審議会での会話は、録音させていただきますことを予めご了承願います。また本日は熱中症対策のため、各自水分補給させていただきますことをご了承ください。開催にあたりまして、市長よりご挨拶申し上げます。</p>
市長	<p>みなさんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>この都市計画審議会、本日のテーマは、言うまでもなく鎌ケ谷市にとって最重要課題であります、北千葉道路の件でありまして、都市計画決定を何十年か前に行っており、変更をしなければなりませんので、その変更に関わるご議論を皆さんにさせていただく為の会議であります。</p> <p>今日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>なお、ここで市長は所用のため退席させていただきます。</p>
市長	<p>それではよろしくお願いいたします。</p>

<p>司会</p>	<p>それでは、審議に入ります前に、委員の皆様並びに執行部をご紹介させていただきます。</p> <p>初めに、都市計画審議会条例第3条第2項第1号に規定されております「市議会議員」の委員の方々を紹介させていただきます。</p> <p>後関 俊一 委員 針貝 和幸 委員 泉川 洋二 委員 大野 幸一 委員</p> <p>次に同条同項第2号に規定されております「学識経験を有する者」の委員の方々をご紹介させていただきます。</p> <p>元東京成徳大学教授、現在は旅行作家で本審議会会長 秋山 秀一 委員</p> <p>次に都市計画関係のコンサルタント会社を経営されており、本審議会副会長 海口 晴彦 委員</p> <p>次に鎌ヶ谷市商工会 副会長 坂本 康政 委員</p> <p>次に千葉工業大学准教授 大嶋 辰夫 委員</p> <p>続きまして、同条同項第3号に規定されております「関係行政機関若しくは千葉県職員又は住民を代表する者」の委員の方々を紹介させていただきます。</p> <p>鎌ヶ谷市自治会連合協議会会長 菅野 勝利 委員 東葛飾土木事務所長 相澤 忠利 委員 鎌ヶ谷警察署長 相原 隆 委員</p> <p>なお、葛山 繁隆委員、浅海 博行委員におかれましては、本日、所用により欠席する旨のご連絡を受けております。</p> <p>次に鎌ヶ谷市の執行部の紹介をさせていただきます。</p> <p>鎌ヶ谷市都市建設部長の貞方でございます。</p> <p>都市建設部次長の萩原でございます。</p> <p>道路河川整備課長の松岡でございます。</p> <p>道路河川整備課北千葉道路・栗野バイパス推進室長の長谷川でございます。</p> <p>道路河川管理課長の永東でございます。</p> <p>公園緑地課長の秋元でございます。</p>
-----------	---

	<p>都市計画課都市政策室長の仲田でございます。 環境課長の市村でございます。 学校教育課学務保健室長の富田でございます。 最後に本日、司会を務めさせていただきますわたくし、都市建設部参事の浮ヶ谷でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第7条第1項により、会長が議長を務めることと規定されておりますので、秋山会長よろしくお願いいたします。</p>
秋山会長	<p>では、令和2年最初の審議会ということで、当審議会の運営に関しましては、各委員のご協力を賜りまして、鎌ヶ谷市都市計画審議会の円滑な運営に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 ただいまの出席委員は、13名中11名であります。 鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第7条第2項に定める過半数の定足数に達しておりますので、第60回鎌ヶ谷市都市計画審議会を開催いたします。 本日、傍聴者はおりますか。</p>
事務局	<p>本日、事前に予約をされた方が3名おまして、現在2名がお見えになられております。 また、お見えになられていない1名の方を含めまして、事前に予約のあった3名の方を傍聴者としてご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
秋山会長	<p>本日、審議会の傍聴希望者がいらっしゃいますので、その取扱についてお諮りします。 まず、今回の審議会の開催に際し、本日の審議会に傍聴を希望する方が、3名おられるとのことですが、本日の審議会内容の中に鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報等が含まれているかの有無を確認いたします。 また、傍聴者への配布資料については、事務局はどうお考えですか。</p>
事務局	<p>今回の審議会に諮問した第1号議案「北千葉道路（市川市～船橋市）に係る鎌ヶ谷及び印西都市計画道路の変更についての市の意見について」でございますが、鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に定める、不開示情報に該当する事項は含まれておりません。 しかし、本日の配布資料は、意思決定過程によるものが含まれていることから、会議終了時に回収させていただきたく考えております。</p>
秋山会長	<p>ただいま事務局より、鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報は、含まれていないとのとでございます。 また、傍聴者への配布資料については、会議終了時に回収するということですね。 では、お諮りいたします。傍聴希望者3名について、傍聴を認めることとし、また配布資料については、会議終了時に回収することとしてよろしいでしょうか。</p>

全員	異議なし
秋山会長	<p>ご異議なしと認め、傍聴を認めることとし、配布資料については、会議終了時に回収することとします。</p> <p>では、傍聴される方が席に着くまでの間、しばらくお待ちください。</p> <p>(傍聴者着席)</p>
秋山会長	<p>傍聴される方に申し上げます。審議会を円滑に運営するために、係の者から渡された遵守事項を守るようお願いいたします。</p> <p>また、本日の配布資料は、意思決定過程によるものが含まれていることから、会議終了時に回収させていただきます。</p> <p>それでは、最初に議事録署名委員の選任について、委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>当審議会の議事録につきまして、審議会終了後、事務局にて作成することになりますが、議事録の署名委員につきましては、大嶋委員と相澤委員にお願いをしたいと存じますがいかがでしょうか。</p>
全員	異議なし
秋山会長	<p>それでは、ご異議がございませんので、会議録署名委員を大嶋委員と相澤委員にお願いすることといたします。</p> <p>今回、市長より諮問された案件は1件でございます。それでは付議案件の審議に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>今回の付議案件につきましては、千葉県が事業計画者であることから、事業の概要について説明するため、担当者が来庁しております。当審議会への入室についてお諮りいただきたいと存じます。よろしくようお願いいたします。</p>
秋山会長	<p>それでは、鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第9条に基づきお諮りいたします。今回の付議案件であります「北千葉道路（市川市～船橋市）に係る鎌ヶ谷及び印西都市計画道路の変更についての市の意見について」は、事務局から説明がありましたとおり、審議会の運営上、千葉県職員の同席が必要であると判断し、入室を認めることとしてよろしいでしょうか。</p>
全員	異議なし
秋山会長	<p>ご異議がございませんので、入室を認めることといたします。</p>

司会	<p>千葉県の出席者をご紹介します。千葉県県土整備部都市計画課副課長の後藤でございます。</p> <p>都市計画課副主幹の中西でございます。</p> <p>道路計画課副主幹の白川でございます。</p>
秋山会長	<p>それでは、第1号議案「北千葉道路（市川市～船橋市）に係る鎌ケ谷及び印西都市計画道路の変更についての市の意見について」を議題といたします。執行部から説明を求めます。</p>
萩原次長	<p>まず初めに、配布資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>第1号議案「北千葉道路（市川市～船橋市）に係る鎌ケ谷及び印西都市計画道路の変更についての市の意見について」ということで、第60回鎌ケ谷市都市計画審議会のA4横のカラー印刷の資料及び別紙1、別紙2となっております。</p> <p>なお、事前に配布しました資料から、若干の修正がございましたので、本日改めて机の上に配布しました資料をご覧ください。</p> <p>それでは、まず北千葉道路の事業概要につきまして、千葉県から説明をお願いいたします。</p>
千葉県都市計画課後藤	<p>改めまして、千葉県都市計画課副課長の後藤と申します。よろしくをお願いいたします。皆様方におかれましては、県の都市計画行政にご協力いただきまして、この場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>本日ご説明いたします、北千葉道路の市川市から船橋市間につきましては、平成30年1月に県において、都市計画と環境アセスメントの手続きに着手し、環境アセスメントにおいては、今年2月に準備書の縦覧を行い、今月評価書を作成し、国に送付したところです。</p> <p>また、都市計画につきましても、昨年10月に公聴会を開催いたしまして、今年3月までに都市計画の案の縦覧を行ったところです。本日は北千葉道路の概要等について、皆様方にご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p>
千葉県道路計画課白川	<p>千葉県道路計画課の白川と申します。改めましてよろしくをお願いいたします。</p> <p>私からは、北千葉道路の概要等につきまして説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元にお配りしましたパワーポイント、もしくは前方スクリーンは、同じものになっておりますので、見やすい方どちらかご覧いただければと思います。</p> <p>なお、昨年8月に開催されました、第58回鎌ケ谷市都市計画審議会におきましても、鎌ケ谷市の方から説明のあった内容と重複する部分がありますが、新たに委員になられた方もいらっしゃるということですので、ご了承願いたいと思います。</p> <p>それでは、2ページ目をご覧ください。</p> <p>まずは、北千葉道路の概要等につきまして、北千葉道路の概要と事業の目的、現在の</p>

都市計画決定の状況、また、現在千葉県において進めております、市川の外環から船橋の国道16号間の環境アセスメントと都市計画手続きの進捗状況、北千葉道路の概要の順で説明をさせていただきます。

3ページ目をご覧ください。

はじめに、「北千葉道路の概要と事業の目的」でございます。

北千葉道路は、市川市と成田市を結ぶ全長約43キロメートルの幹線道路でございます。主な整備効果としては、まず1点目としましては、成田空港などの拠点への広域高速移動の強化ということで、都心や首都圏北部と千葉ニュータウンや成田空港が結ばれることで、速達性の向上が期待されております。国際競争力の強化が図られるとともに、地域間の交流連携や、物流の効率化など、地域の活性化に寄与することが期待されております。

次に、周辺道路の渋滞の緩和ということで、市川市から鎌ヶ谷市間につきましては、東西方向の幹線道路が脆弱であることから、特に鎌ヶ谷市内などにおきましては、慢性的な渋滞が発生しているところです。北千葉道路ができることで、現在ある県道や市道などを利用している車が、北千葉道路に転換することで、県道、市道などの渋滞の緩和が期待されます。また、さらには交通事故の減少も期待されるところです。

3点目としましては、災害時の緊急輸送ネットワークの強化ということで、現在の国道464号は2車線しかなく、緊急輸送道路として脆弱ですが、4車線の北千葉道路ができることで、鎌ヶ谷市内には下総航空基地などがございまして、こちらは災害時の空輸拠点などとして位置づけられております。

また、沿線には、第3次救急医療施設も立地しておりますので、そういったところへのアクセス向上が期待されるということで、緊急輸送ネットワークの強化が期待されているところです。

次に4ページ目でございますが、現在の都市計画決定の状況となっております。

北千葉道路の市川市から船橋市間につきましては、昭和42年から44年にかけて、図面のように市ごとに7つの路線に分かれまして、すでに都市計画決定が一度されております。図面の下図は、用途地域を表しておりまして、ご覧のとおり通過するほとんどの区域は、着色されていない白地、市街化調整区域となっております。

このうち、鎌ヶ谷市内におきましては、旗揚げの区間となっておりますが、新鎌ヶ谷地区の区画整理事業が北千葉道路の都市計画線に沿うような形で既に整備済みとなっております。

次にスライドの5ページ目をご覧ください。

現在、都市計画決定者の県により進めております、都市計画と環境影響評価書の手続きの現在の状況についてご説明します。

本事業は、平成30年1月に都市計画と環境影響評価手続きに着手したところです。都市計画の手続きにつきましては、昨年7月に都市計画の原案説明会を開催しまして、その後、9月に都市計画の変更の案の概要、こちらを縦覧したところです。

鎌ヶ谷都市計画に関しましては、公述の申し出がございましたので、その後、10月

に公聴会を開催し、8名の方から公述がございました。公述の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

その後、公述の内容を踏まえ、都市計画の変更の案を作成しまして、本年2月に縦覧を行い、その後、再度、住民の方からご意見をいただいたところです。

現在、関係市長の意見を聴取している段階となります。

一方、並行して進めております、環境影響評価の手続きに関しましては、本年2月に都市計画の変更の案と併せまして、環境の調査の結果や、生活環境、自然環境に与える影響の予測の結果、また、環境保全措置の内容などを取りまとめた図書となります準備書を公表しました。

こちらについても、その後、一般の方や、関係市長からのご意見を聴取いたしまして、7月に知事意見の聴取が終わりまして、現在、準備書を修正した評価書を作成し、国土交通大臣等の意見を聴取している段階となっております。

次に6ページ目をご覧くださいと思います。

北千葉道路の計画の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、専用部、自動車専用道路につきまして、外環から鎌ヶ谷市間まで説明をさせていただきます。

ルートにつきましては、平面図の赤い線が専用部を示しています。先ほど説明した、昭和44年に都市計画決定がされておりまして、周辺では、区画整理事業や北千葉道路以外の都市計画道路、また鉄道などが計画、整備されている状況となっております。

そのため、北千葉道路のルートにつきましては、社会的影響や自然環境などに与える影響なども踏まえまして、既に決定されている都市計画決定区域を基本としたルートとしてございます。

構造につきましては、計画ルートが多数の一般道や、鉄道と交差することから、北千葉道路の重要性などを踏まえ、また、市街化が進んでいる地域におきまして、できる限り早期整備を目指すことなどを踏まえまして、高架構造を基本としています。

ただし、平面図に青く示した範囲2カ所の区間につきましては、地下構造を検討しております。

まず、1つ目の左側の区間1の区域になりますが、こちらは市川市と松戸市の区域となります。接続する外環の専用部は半地下構造となっておりますので、外環との接続の関係から、外環接続部分から松戸原木線の西側までの区間は、専用部を地下構造とする計画となっております。

次に、区間2の区域でございますが、北総線との交差点となっております。交差点のところにボックス構造の絵があります。こちらにつきましては、北総線を建設する際、北千葉道路とすでに交差する計画がありましたので、その時協議した結果、北千葉道路が将来、鉄道を下越しするという計画になっておりまして、すでにボックスが設置済みとなっております。

その後、東側の方に進みまして、鎌ヶ谷市地域に入りますが、新京成線の車両基地が図面右側にあるため、北総線の下を潜りましたら、新京成線を越えるまでの

区間は地下構造と考えております。

次に、7ページ目をご覧ください。

外環から鎌ヶ谷市間の一般部、一般国道の構造となっております。外環から鎌ヶ谷市間につきましては、国道や県道などの幹線道路や市道といった生活道路など、50以上の多数の一般道と交差することとなります。

そのため、一般部の走行性、安全性を踏まえつつ、一般道との最適な道路ネットワークを形成するため、一般部につきましては、地表を走る地表式を基本として計画しております。

また、地域の幹線交通を担う路線については、一般部と平面交差点を形成するという考え方もっております。現在14箇所平面交差点を設ける計画としています。

また、途中の鉄道との交差箇所が4箇所ございますが、そちらにつきましては、現地の状況や構造基準等を踏まえまして、高架あるいは地下構造による立体交差とすることとしています。

鎌ヶ谷市内におきましては、新京成線と東武野田線と交差しますが、いずれも橋梁形式により跨線する計画としています。

次に、8ページ目をご覧ください。

副道についてご説明をさせていただきます。

先ほどご説明したとおり、国道や主要な市道とは平面交差点を設ける計画となっておりますが、その他の生活道路となっている市道につきましては、副道を介して一般部に接続する形式を考えております。

下にある写真につきましては、外環道における副道の整備状況となりますが、一般部には、周辺の生活環境を保全するために、遮音壁や環境施設帯が整備する計画となっており、そのために、沿道から一般部への自由な出入りが制限されることから、副道を整備する必要があります。

なお、鎌ヶ谷市内におきましては、新京成線や東武野田線を超えるところでは橋梁形式となるため、その高架下を利用しまして、上下線の副道を行き来できるような構造などを考えているところでございます。

次に、9ページ目をご覧ください。

外環から鎌ヶ谷市間、県道船橋我孫子線との交差部までの標準的な横断構成についてご説明します。

標準横断図の左側に、高架部のイメージを示していますが、計画ルートの中に専用部を設けまして、その両側に一般部を配置することを基本としております。

構造基準等を踏まえつつ、必要な用地をできる限り小さくするよう計画することとしております。

また、一般部の外側には、中心線側から順に、植樹帯、副道、自転車道、歩道を計画することを基本とし、必要のない箇所には設置しないこととします。

自転車道については、道路の両側に一方通行で計画することを基本とします。

歩行者の横断につきましては、先ほど申し上げました平面交差点ができますので、そ

これらの横断歩道での平面横断を基本としておりますが、通学路などにつきましては、必要に応じて立体横断施設などを計画することとしております。

また、沿道環境を保全するため、必要に応じまして、遮音壁や環境施設帯を計画することとします。

次に、10ページ目をご覧ください。

鎌ヶ谷市から国道16号区間ということで、県道船橋我孫子線との交差部から東側の区間となっております。

こちらの区間につきましては、ご存じの通り、すでに一番外側にあります一般部と、真ん中にあります北総線が整備済となっておりますので、北総線の両脇に新たに専用部を設けるという計画になっております。

なお、一番外側にできています一般部につきましては、沿線のまちづくりと併せて整備済みとなっておりますので、現時点で計画の見直しは行わないこととしています。

次に、11ページ目をご覧ください。

外環から国道16号間の一般部と専用部の連結、いわゆるインターチェンジの位置と構造についてご説明します。

北千葉道路の計画ルート周辺につきましては、市街化が進んでいる地域であり、用地面積を少なくすることなどを勘案し、インターチェンジの構造につきましては、近くにありますが、ダイヤモンド型のインターチェンジ、ハーフインターチェンジとして計画しています。

位置につきましては、外環から国道16号間で5箇所設ける計画としており、このうち、真ん中の鎌ヶ谷市地域では、柏方面と船橋方面を結ぶ南北軸である県道船橋我孫子線と、未整備となっておりますが、この地域で唯一の4車線以上の道路となる都市計画道路3・1・2号との将来的な接続も考慮しまして、それらを挟むような形で、両側にインターチェンジを設ける計画です。

西側に設けるインターチェンジにつきましては、外環から来まして成田方面に向かって出るインターチェンジ、また、外環方面へ乗るインターチェンジができまして、東側につきましては、成田方面への専用部へ入っていく、また、成田方面から来まして降りるといったインターチェンジを計画しております。

次に、12ページ目をご覧ください。

ここまで説明いたしました、概略計画に基づきまして、現在の都市計画決定がされている内容から、道路の幅などを変更する必要が生じたので、今回、都市計画の変更の手続きを行っているところであります。

ここからは、本年2月から縦覧を行いました、都市計画の変更の案の内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず13ページ目をご覧ください。

今回、都市計画決定する道路の構造等の内容となっております。

一般部4車線の他に、新たに自動車専用道路4車線を新規に決定するものとなります。設計速度や種級区分、構造につきましては、記載のとおりとなっております。

14ページ目をご覧ください。

先ほどの4ページ目でご説明いたしました、北千葉道路の市川市から船橋市間につきましては、5市に跨がっていることから、都市計画区域毎に、先ほどの計画を踏まえまして、位置、規模、構造などの都市計画を定めるものです。

次に、15ページ目をご覧ください。

都市計画道路とはどのようなものなのか、3点ほど補足説明をさせていただきます。

まず1点目としましては、都市計画法に基づきまして、ルートや幅員などを定める道路のことを都市計画道路と言います。

2点目としましては、都市計画道路の区域内では、一定の建築行為が制限されます。すでに、昭和40年代に決定された区域も同様にすでに制限がかかっております。

なお、記載のように、一定の許可基準の範囲内であれば、建築することは可能であり、記載の内容の他に各市によりまして、別の許可基準を設けている場合がございます。

3点目としましては、道路の内容によりまして、都市計画の手続きを行うものが異なっておりまして、国道や県道、自動車専用道路は県が決定する内容となっております。その他の道路につきましては、市が決定を行うこととなっております。

次に、16ページ目をご覧ください。

都市計画決定区域の考え方をご説明させていただきます。

図に示すとおり、自動車専用道路と一般道路のそれぞれの区域につきまして、車道や歩道などになる範囲を決定してまいります。

都市計画決定を行う段階と言いますのは、航空写真から図化しました、地形図を基に設計を行う段階ですので、事業化された後に、現地における詳細な測量や設計を行うこととなります。そのため、現地の地形などの状況から、イメージ図の両端にあります、のり法面ですとか擁壁などの構造物が必要となる場合があります。

そのため、都市計画決定する区域を越えて、道路整備を行うといったことが想定されます。

次に、17ページ目をご覧ください。

都市計画法で定める事項と、現在の都市計画で何が定められているのかにつきましてご説明します。

まず、都市計画で定める事項につきましては、こちらに記載のとおり、都市計画法施行規則第7条で定められており、道路の種別、道路の構造などが定める事項となっております。

現在の都市計画につきましては、下に書いてありますが、道路の種別としては、幹線街路、車線数の規定はございません。幅員につきましては、箇所によって異なりますが、40メートルから100メートルといった内容で決定をされております。

また、構造は地表式という形で決定されていますので、今回この内容を変更するものとなっております。

次に、18ページ目をご覧ください。

都市計画の変更の概要につきましてご説明させていただきます。

こちらの記載の参考図は、都市計画決定する区域を示しており、下側に縦断図を示しておりますが、縦断図の赤い線が自動車専用道路の専用部となっております。青い線が一般国道の一般部となっております。

参考図には、赤い線で旗揚げしていますが、都市計画では、区域毎に、専用部また一般部のそれぞれに都市計画道路の名称が付きましますので、こちらの記載の通り、専用部につきましては、鎌ヶ谷都市計画道路1・3・1号、一般部については、3・1・1号となります。

専用部につきましては、図面左手側、松戸市との市境に新京成線が走っておりますが、専用部については、新京成線を地下構造で通過した後、東側に進みまして国道464号を上越しし、その後、鎌ヶ谷市内につきましては、ご覧のとおり高架構造となっております。

東側に進みまして、下総航空基地のところでは、航空制限等がかかっておりますので、そちらのところでは、地表に降りてくるという構造になっております。

一方、一般部につきましては、図面左側、新京成線と交差するところにつきましては、橋梁形式で上越しいたしまして、その後、国道464号と平面交差点を形成します。

また、東側に進みまして、市道3号線、初富保険病院の前の市道となっておりますが、そちらと平面交差点を設ける計画です。

また、東側に進みまして、都市計画道路3・1・2号等については、まだ未整備となっておりますが、将来できましたらこちらと平面交差点を設けまして、その後、東武野田線を橋梁形式で上越しいたします。その後、県道船橋我孫子線、また、船橋我孫子バイパス線がありますので、こちらは船橋我孫子バイパス線の方に平面交差点を設ける計画としております。

インターチェンジの位置につきましては、図面のところに、外環方面、成田方面のインターチェンジと書いてありますが、外環方面のインターチェンジにつきましては、市道3号線の東側、3・1・2号の西側になりますが、こちらに外環方面に入っていく、また、外環方面から出てくるインターチェンジ。下総航空基地の下のあたりになりますが、成田方面に入っていくインターチェンジ、また、成田方面から出てくるインターチェンジを計画しているところであります。

次に、19ページ目をご覧ください。

縦覧図書となりますが、今説明をしました参考図をベースとしたものとなっております。上段は、計画図となり、都市計画道路の名称、専用部、一般部の起点や終点の位置、延長、幅員や車線数など、それぞれの計画決定を示す内容となっております。

自動車専用道路につきましては、新たに決定しますので、一番右側に書いてありまして、とおりに新規となっております。一般部につきましては、既存の都市計画からの変更となりますので、変更となります。

下に記載しております計画図は、先ほどの参考図と範囲は一緒ですが、新たに都市計画道路の区域となる箇所を赤色で示しております。

今回、内側に専用部ができて、外側に一般部があり、色塗りが重なっております

が、自動車専用道路につきましては、新たに決定しますので、赤く塗っております。一般部につきましては、既存の都市計画から、幅員が広がったりするところを赤く示しております。

インターチェンジの箇所につきましては、既存の都市計画区域から少し膨らむような計画となっております。

次に、20ページ目をご覧ください。

昨年9月に行いました「都市計画の案の概要」の縦覧に先立ちまして、7月に開催しました、原案の地元説明会の開催の状況となっております。沿線5市におきまして、7月の上旬から中旬にかけて行いました。

鎌ヶ谷市におきましては、7月14日に開催をいたしまして、55名の参加者がありました。

その際の主な意見につきましては、記載のような内容のご意見がありました。

ここまでは、昨年8月の都計審の説明内容と同じとなっております。

次に、21ページ目をご覧ください。

ここからは、新たに今年の審議会で説明させていただく内容となります。

手続きの状況でも説明しましたが、昨年9月に「都市計画の変更の案の概要」を縦覧し、鎌ヶ谷都市計画に関しましては、12名の方から公述の申出がありました。記載のとおり、10月5日に鎌ヶ谷市東部学習センターにおいて、公聴会を開催いたしまして、当日は8名の方から公述の申し出がありました。

21、22ページ目には、公述いただいた要旨とそれに対します都市計画決定権者の県の考え方につきまして、記載しております。こちらのページに書かれている内容に関しましては、既に県の都市計画課のホームページで公表している内容と同じものとなっております。

ご意見としては、都市計画道路の位置・構造に関する内容が2つございました。

1点目は、国道464号と県道船橋我孫子線が交差する、鎌ヶ谷消防署前交差点についてのご意見です。

現在の交差点の鎌ヶ谷消防署前交差点東側には、都市計画道路船橋我孫子バイパス線の交差点が計画されており、現在、都市計画道路につきましては、国道464号より南側は都市計画道路が整備済ですが、北側は、事業中となっております。

将来、都市計画道路が整備されますと、2つの交差点が近接することから、県の考え方としましては、記載のとおり、鎌ヶ谷市都市計画マスタープランにおいて、都市計画道路船橋我孫子バイパス線は、市街地外郭幹線として位置づけられ、都市計画道路中沢鎌ヶ谷線などと一体となり環状を形成し、中心市街地の発生集中交通を円滑に北千葉道路などの幹線道路へ誘導するとともに、県道船橋我孫子線などの幹線道路の渋滞緩和を目的として、計画・整備されているところであります。

今回、北千葉道路の都市計画の変更の計画においては、このマスタープランとの整合を図り、船橋我孫子バイパス線に平面交差点を設けることとし、県道船橋我孫子線については、国道464号と左折出入りとする計画としました。

<p>長谷川室長</p>	<p>なお、国道464号と船橋我孫子バイパス線及び県道船橋我孫子線との交差点が近接しているため、両交差点ともに南北に車両通行を可能とすると、安全性や円滑な交通を確保する面で課題があると考えております。</p> <p>次に、22ページ目となりますが、この交差点につきまして、21ページ目の方では、車両の通行を可能にして欲しいという意見でしたが、22ページ目の方は、車両の通行は困難な場合でも、歩行者と自転車は通行できるように地下道などを整備してもらいたいといったご意見です。</p> <p>こちらについても、概略計画でもご説明しましたが、歩行者などの北千葉道路の横断につきましては、各交差点での平面横断を基本として計画しています。</p> <p>ただ、必要に応じまして、通学路などにつきましては、立体横断施設を計画することとしています。</p> <p>なお、ご意見のあった県道船橋我孫子線との交差部につきましても、今後、交差道路側の対策として、沿線市や地元の意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p> <p>続きまして、お手元の資料23ページ目をご覧ください。</p> <p>3の都市計画の手続き及び環境影響評価の状況からは、市が説明させていただきます。24ページ目をご覧ください。</p> <p>千葉県における都市計画変更等の手続きのなかで、市が千葉県へ意見を回答する機会となります。</p> <p>お手元の資料別紙1をご覧ください。</p> <p>前回、令和元年8月の鎌ケ谷市都市計画審議会で答申いただきました、都市計画の原案についての市の意見となっております。これは昨年8月22日に千葉県へ回答しております。</p> <p>次に、お手元の別紙2をご覧ください。</p> <p>環境影響評価準備書について、市の意見となります。これは、鎌ケ谷市環境審議会で答申いただき、本年5月1日に千葉県へ回答しております。</p> <p>そして、今回、鎌ケ谷市都市計画審議会への付議案件であります、都市計画の案に対する市の意見が、こちらのスケジュール24ページ目の赤い部分となります。</p> <p>今回、市の意見を取りまとめ、千葉県へ回答した後の今後の予定としましては、この24ページ目の下段をご覧ください。</p> <p>令和2年中に沿線市の意見を踏まえた、千葉県都市計画審議会が予定されております。その後、今年度中に千葉県によって都市計画決定の告示及び縦覧が予定されております。</p> <p>それでは付議案件であります、都市計画の案に対する市の意見についてご説明いたします。</p> <p>お手元の資料26ページ目をご覧ください。</p> <p>令和2年1月8日付けで千葉県知事から市長あてに、都市計画法に基づく都市計画道</p>
--------------	--

<p>秋山会長</p> <p>大野委員</p>	<p>路の変更について意見照会がございました。</p> <p>回答については、昨年8月にご審議いただいた、都市計画の原案と今回の案は変更が無いため、前回回答しましたとおり、都市計画道路の変更に対する意見はないものとして回答しようと考えております。しかしながら、昨年8月の審議会以降に開催されました、北千葉道路の原案に対する公聴会での意見、また、庁内意見照会を行った結果を踏まえ、昨年回答しました、先ほどのお手元の資料別紙1を修正し、回答を考えております。</p> <p>それでは回答案をご説明いたします。</p> <p>お手元の資料27ページ目をご覧ください。</p> <p>先ほど、千葉県の方からご説明がありましたが、昨年10月に開催された公聴会での意見として、「県道船橋我孫子線と北千葉道路の交差部は南北に車両の通行が困難な場合には、歩行者と自転車が通行できるよう地下道等を整備してもらいたい」との意見を踏まえまして、お手元の資料の別紙1の2ページ目をご覧ください。</p> <p>下段の「2 配慮していただきたい事項」の(2)をご覧ください。</p> <p>この項目の意見としましては、本市では北千葉道路の一般部との交差箇所が4箇所に集約されることで、必要に応じて立体横断施設が設けられるよう、地域分断に対して配慮する意見となっており、今回、公聴会でのご意見を踏まえまして、鎌ヶ谷消防署前交差点について、歩行者と自転車が通行できるよう、立体横断施設の整備を検討していただけますようお願いするものでございます。</p> <p>次にお手元の資料の28ページ目をご覧ください。</p> <p>庁内意見を行った内容となります。</p> <p>この内容について、2項目を新たに追加しようと考えております。</p> <p>1項目としまして、北千葉道路の計画地に埋蔵文化財包蔵地が存在するため、その取り扱いについて協議をお願いしようとするものです。</p> <p>2項目は、道路計画に今後、変更が生じた場合に、必要に応じて説明会等を実施していただくようお願いするものでございます。</p> <p>以上の3項目について、昨年千葉県へ回答しました、お手元の別紙1を修正・追加し、本市の回答(案)として考えております。</p> <p>説明は以上となります。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今、北千葉道路の概要と都市計画の案について、また、それに対する市の意見案について詳しい説明がありました。今回の審議案件は、千葉県へ回答する市の意見案について、ご質問・ご意見をいただくこととなります。</p> <p>なお、諮問内容以外のその他のご質問・ご意見などは、後ほど改めて伺うことといたしますので、よろしく願いいたします。それでは、市の意見案について、ご質問のある方は、挙手願います。</p> <p>はい。</p>
-------------------------	--

秋山会長	それでは大野委員。
大野委員	<p>ただいま説明がありましたが、それでは私から、分からないところがあるので、質問させていただきます。</p> <p>これだけ大きな道路の計画ですので、交差する道路がある程度規制を受けるのはやむを得ないと思いますが、先ほどの説明で、地域の方の意見などを踏まえ、県道船橋我孫子線の横断について、歩行者や自転車が通れるよう、立体横断施設の設置とのことですが、具体的にどのようなものを想定しているのか伺います。</p>
千葉県道路計画課白川	<p>県道船橋我孫子線との交差部につきましては、歩行者、自転車などが横断できるように、例えば横断歩道橋、この近くで言いますと船橋のららぽーとの前辺りですが、国道と東関道が走っていきまして、国道を渡るように横断歩道橋が東関道との間にできている、そういった横断歩道橋ですとか、地下道でいいましたら、JRの柏駅北側に国道6号を越えるような地下の横断通路がありまして、そういったものを想定しております。</p> <p>現在、都市計画を決定している段階ですので、具体的な構造などにつきましては、今後、先ほど説明したとおり、沿線市や沿線の住民の方のご意見を踏まえながら、また、現地の状況や、費用面もありますので、今後、検討してまいりたいと思います。</p>
大野委員	<p>立体横断施設についてはわかりました。</p> <p>次に、今後、事業化されていくなかで、地元の意見を聞きながら、歩行者や自転車が横断できる施設を検討していただけるとのことですが、市内でこの立体横断施設をほかでも計画している箇所はありますか。</p>
千葉県道路計画課白川	<p>通学路等は見直しもありますので、現在計画しておりますのは、初富地先で西部小の通学路がやはり北千葉道路におきまして分断されるというところがありますので、その市道になりますが、北千葉道路を横断できるよう、立体横断施設の設置を検討しております。</p> <p>先ほど言いましたように、通学路等、事業実施段階で変更となる可能性がありますので、その都度、場所は適切な位置に検討していきたいと考えております。</p>
大野委員	<p>分かりました。通学路などには是非検討していただきたいと思います。</p> <p>次に、昨年、北千葉道路の概要図が説明会で示されましたが、図を見た方からは、北千葉道路ができて、県道船橋我孫子線は車が通れるようにして欲しいという意見が出ていましたが、県道船橋我孫子線の車両が北千葉道路を横断できない理由を改めて教えて下さい。</p>
千葉県道路計画課白川	<p>先ほど説明した内容と重複するので大変恐縮ですが、北千葉道路を車両が横断するためには、北千葉道路の一般部が上下線で4車線計画されておりますので、安全かつ円滑</p>

	<p>な交通を確保するためには、信号交差点とする必要があります。</p> <p>住民の方からもご意見をいただいております、国道464号と都市計画道路3・4・5号船橋我孫子バイパス線、また県道船橋我孫子線との交差点については、両交差点間が近接しているため、両方とも車両が満足に通行できるように信号交差点にしますと、信号交差点間が近接しているということで、安全性や円滑な交通を確保する面で難しいという課題があります。どちらか一方を信号交差点にする必要があるのではないかと検討しまして、都市計画道路につきましては、先ほど説明した、鎌ヶ谷市都市計画マスタープランにおいて、市街地外郭幹線として位置づけられている路線となっております。中心市街地、新鎌ヶ谷駅や鎌ヶ谷駅の中心市街地に発生、集中する交通を適切に北千葉道路の方へ誘導する路線として位置づけられています。</p> <p>また、都市計画道路につきましても、県道船橋我孫子線など慢性的に渋滞しておりますが、渋滞緩和を目的として、南の方から計画・整備されています。北千葉道路の計画におきましては、2箇所は難しいのでどちらか1箇所を選択するという中で、マスタープランとの整合を図るため、都市計画道路との交差点において、信号交差点を設けることとさせていただきます。</p> <p>県道船橋我孫子線につきましても、北千葉道路において行き止まりというわけにはいきませんので、左折の出入りという形ですが、北千葉道路の一般部に接続するという形で検討しております。</p> <p>なお、都市計画道路は、国道464号までは南側から出来上がっておりますが、北側につきましては、まだ整備中になっておりますので、北千葉道路ができた段階でも、都市計画道路ができていなければ、もちろん県道船橋我孫子線になりますし、その段階で都市計画道路ができれば交差点を移すということになります。</p>
大野委員	<p>横断できない理由として、2つの交差点が近いことや、市街地の交通を円滑に北千葉道路へ誘導していく必要があるということですね。わかりました。</p> <p>最後の質問ですが、北千葉道路は高架でつくることを基本とのご説明があったと思いますが、自動車専用道路については、地下式でつくればという意見もあるようですが、構造の考え方について改めて教えて下さい。</p>
千葉県道路計画課白川	<p>北千葉道路の道路構造や整備手法等に関しては、国、県、沿線市で構成する北千葉道路連絡調整会議において、平成24年ごろから協議調整を重ねてきたところです。</p> <p>まず、専用部を設けることとした理由としては、北千葉道路沿線にあります、成田・千葉ニュータウン地域は、業務核都市として位置づけられていまして、首都圏における広域連携拠点の役割を担う地域であり、物流施設や商業施設が多数立地しています。鎌ヶ谷市、また、白井市は高速道路のインターチェンジまで遠い地域になっていまして、この地域の中でも空白地域、高速道路がない地域となっております。この地域のポテンシャルが十分に活かされていないため、地域の機能強化のために広域高速移動の強化が必要なことから、自動車専用道路を新たに設けることとしました。</p>

	<p>また、一般部については、専用部を造るだけですと、遠くへ行く車は関係ないですが、鎌ヶ谷市内かなり渋滞しておりますので、この地域の中で動く車について、利便性を向上させるためには一般部と併設する必要があるといったことで、専用部、一般部を併設していきましょうという考え方に至ったところです。</p> <p>専用部の構造につきましては、北千葉道路に求められる機能、広域高速移動を早期に確保していく必要と、地域の課題、周辺道路の渋滞の緩和といったものを早く解消していきたい、そのためにはできる限りコストを縮減しまして、事業期間を短縮して早く整備をしていく必要があるといったところで、専用部につきましては、地下形式よりも高架構造の方がコストの面でも優れておりますので、高架構造とすることとしました。</p>
秋山会長	よろしいでしょうか。それでは、他に意見のある方はいらっしゃいますか。
後関委員	はい。
秋山会長	それでは後関委員。
後関委員	<p>私からは2点ほど質問させていただきます。</p> <p>北千葉道路が事業着手に向けて手続きが進んでおり、今年度、都市計画の手続きを終えるとのことですが、そうになると事業着手はいつ頃になりますか。</p>
千葉県道路計画課白川	<p>手続きにつきましては、都市計画決定権者の県が進めております。今年度中に事業化に向けた手続きを完了させるといったことで、県の方が取り組んでいるところであります。事業につきましては、これだけ大きな事業になりますので、コストがかかること、また、空港へのアクセスといった北千葉道路の性質から考えまして、国により事業を行っていただきたいということで、県と沿線市が一緒になりまして、手続きまでは県の方でしっかりやって、その後、国の方で事業化して欲しいということで要望しております。今年度中に手続きが終わりますので、来年度から国により、新規事業化されるよう取り組んでおります。事業着手というのはまだ明確になっておりませんが、来年度からの事業化を目指して取り組んでいるということでご理解いただきたいと思います。</p>
後関委員	<p>是非、早急に事業着手できるよう取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>もう一つ質問ですが、北千葉道路は幅員が広く、鎌ヶ谷市から市川の外環道までの距離が9キロメートルありますが、これだけの事業ですので、完成には相当な期間を見込まれると思いますが、完成時期をわかる範囲で教えてください。</p>
千葉県道路計画課白川	<p>実際に、いつ完成というのは明確にお話しすることは出来ませんが、事業化になりましたら、まず、現地の測量や調査を行い、その調査の結果に基づき詳細な設計を行い、その設計が終わりましたら、用地を取得できる範囲が決まってきますので、用地に関す</p>

	<p>る測量や調査を経て、用地交渉を行います。まとまった用地が確保できましたら、順次工事に入っていきような流れになります。</p> <p>工事につきましても、9キロメートル全線一気にできることはなかなか難しいとは思いますが、出来た区間から開通することとなると思われます。</p> <p>完成までにかかる期間については、事業により異なるので、一概に申しげることはできませんが、事業化後も、早期に完成されるよう、県としましても事業者と協力してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。</p>
秋山会長	他に意見のある方はいらっしゃいますか。
泉川委員	はい。
秋山会長	それでは泉川委員。
泉川委員	<p>基本的なことからお伺いしたいのですが、まず別紙1がありますよね。これは、県の方から照会があり、市が回答した内容となりますが、令和元年7月1日に出された市に宛てた照会と、今回の県から市に宛てた照会の内容について、何か違いはありますか。</p>
千葉県都市計画課後藤	<p>昨年度、照会をさせてもらいました、令和元年7月1日付につきましては、今回、都市計画手続きのなかで、比較的に大きな道路ですので、事前に原案という形でご照会させていただきました内容です。</p> <p>今年度、令和2年1月8日付けで照会させていただいたものは、正式に都市計画法の手続きの中で、地元市に意見を聞く規定がありますので、それに基づいてご照会させてもらったのが今回ということになります。内容としては変わらないです。</p>
泉川委員	別紙1の内容を見させてもらいましたが、回答した内容については、鎌ケ谷市と県と本当に一つ一つ大切なものとなっておりますが、鎌ケ谷市から回答して1年経過しており、これについては進展といますか、県から鎌ケ谷市に対します回答については、現在、どのような状況になっていますか。
千葉県道路計画課白川	<p>都市計画の手続きの中では意見がないといただいておまして、別紙でいただいている内容については、確認させていただきましたところ、都市計画の手続きの中で反映させていくといった内容よりは、実際に事業をやる中で調整をさせていただく事項なのかなと思っておりますので、この内容をしっかりと事業者の方に県としては伝えまして、事業実施段階で他の鎌ケ谷市さん以外からも、やはり事業実施段階でこういうことをやって欲しいといったご意見もいただいているので、それをしっかりと伝えまして、事業実施段階でご意見が反映できる様、県として努めて参ります。</p>

秋山会長	他に意見のある方はいらっしゃいますか。
針貝委員	はい。
秋山会長	それでは針貝委員。
針貝委員	都市計画マスタープランにおいて、整合性を図るために、県道船橋我孫子線から船橋我孫子バイパス線の方にメインを移していくということについて、市民の方から確かに県道船橋我孫子線も混んでいますが、船橋我孫子バイパス線もかなり渋滞しており、これがもし、県道船橋我孫子線を止めて、船橋我孫子バイパス線をメインにした場合、船橋我孫子バイパス線の方が渋滞してしまって、生活道路として使っている市民において、生活に影響があるのではないかという意見がありますが、その辺の状況はどのようにお考えなのかお聞かせください。
千葉県道路計画課白川	鎌ケ谷市内における東側の船橋我孫子バイパス線だけでなく、西側の3・1・2号等、他の都市計画道路も計画されておまして、都市計画道路というのは、網目のように計画されておりますので、どちらかの道路だけにしわ寄せするのではなくて、他の都市計画道路も計画的に整備していくことが、鎌ケ谷市内の渋滞の緩和に繋がると思っておりますので、関連する他の道路につきましても整備を進めていきたいと思っております。
針貝委員	全ての都市計画道路が出来れば一番いい形になると思いますが、なかなかその通りにはいかないと思います。 ちなみに、交通量の推計については行っているのでしょうか。
千葉県道路計画課白川	都市計画道路全体ができあがった際の交通量の推計はもちろんやっております。また、9月に実際に交通量の調査を行いまして、現状その渋滞の状況がどうなっているのか、交通の流動がどうなっているのかをやろうと思っております。鎌ケ谷市内の新鎌ケ谷地区についても、商業施設が大分立地してきておまして、そこを利用する車も多いですが、通過する車もやはり多いので、実態としてどれくらい市内を通過する車があるのかということ、を、きっちり把握して参りたいと思っております。
針貝委員	鎌ケ谷市の都市計画マスタープランについては、平成15年ぐらいにできたと思いますが、その頃に比べれば、ユニオン通りであったり、船橋我孫子バイパス線であったり街が変化してきていると思いますが、9月に交通量調査を行った結果によっては、計画の変更はあり得るのですか。
千葉県道路計画課白川	県道船橋我孫子線の一部については都市計画決定されていない道路になるので、都市計画の変更までは言及できませんが、結果を踏まえながら検討して参りたいと思

	<p>っております。</p>
秋山会長	<p>他によろしいでしょうか。先ほど、後関委員から、いつ頃開通するのかという質問があり、なかなか明確な回答は難しいですが、今やっていることが進んでいかない限り次にはいかないわけで、その中で、針貝委員が危惧されたとおりに、住んでいる人に対して、どのように影響が出たりするのかですが、一番重要なのは、大野委員が言っているように、住んでいる人に対して、現状を良くして全体の利便性、安全性、そして鎌ヶ谷市という地域が豊かになることがベースとなり、住民にもきちんと理解していただき、皆さんも理解していくことが大事なのではないかと思います。</p> <p>それでは、いただいたご意見についてまとめたいと思います。</p> <p>先ほどの委員からのご質問等、特に大野委員からの4点の件については、市に審議会の審議結果としてお返ししたいと存じますが、いかがでしょうか。また、その文案については、会長である私にご一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
全員	(異議なし)
秋山会長	<p>ご異議がございませんので、答申案については、会長である私の方で取りまとめのうえ、市長に答申させていただくことといたします。</p> <p>では、審議案件は終了しましたが、その他のご質問・ご意見は何かございますか。</p>
坂本委員	はい。
秋山会長	それでは坂本委員。
坂本委員	<p>その他の意見としまして、お尋ねしたいことがございます。</p> <p>今回、私が初めて都市計画審議会に参加させていただいている中で、副道部分が実際にこの場所に副道を予定しているのかは、いただいた資料18ページ目に明記されているピンクの部分になるのでしょうか。</p>
千葉県道路計画課白川	後ほど掲示している参考図を見ていただくと分かると思いますが、ピンク色で一番外側についている部分が副道となっております
坂本委員	なぜ、副道の場所を確認させていただいたかと申しますと、今後の協議事項についても関係してくると思いますが、今後、沿道には様々な商業施設や管理施設の建設が考えられますが、原則、高速道路の横には建物は建設できませんので、副道の方がメインとなり、様々な建物が建設されていくこととなりますが、今現状の副道のラインというのが、先ほどからお話が出ている県道船橋我孫子線から新京成線にかけて、副道を設ける計画になっていると思います。具体的に鎌ヶ谷市において、何らかの土地の利用等は計

	画されているのでしょうか。
萩原次長	<p>北千葉道路が整備されることによりまして、物流の効率化や商工業の振興など、様々な効果が期待される道路として市は認識しております。現在、北千葉道路計画を進めており、ここで具体化してきたところであります。</p> <p>北千葉道路の鎌ヶ谷市沿線の土地利用については、現在策定されております、次期総合基本計画や都市計画マスタープランの中で、利用について検討して参りたいと考えております。</p>
坂本委員	<p>追加の質問よろしいでしょうか。</p> <p>基本的に計画道路というと、建築基準法42条第1項第4号の指定については、いつぐらいを予定していますか。</p>
浮ヶ谷参事	<p>建築基準法第42条第1項第4号の事例がないものですから、今回のような大きな道路は、鎌ヶ谷市において初めてとなり、4号自体は千葉県の権限になりますので、今後、協議していく必要があると思います。</p>
坂本委員	<p>分かりました。</p> <p>最後になりますが、私個人的な話になりますが、道の駅についての計画はありますか。</p>
貞方部長	<p>市川で外環道路脇に設置しておりますが、まだ具体的には検討はしておりませんが、そういったことを含めて、地域活性化を考えていきたいと思っております。</p>
坂本委員	<p>ありがとうございます。</p>
秋山会長	<p>他にございませんか。それでは無いようですので、本日は、皆様のご協力により、慎重なるご審議を賜りましたことを感謝いたします。</p> <p>それでは、司会にお返しいたします。</p>
司会	<p>それでは、傍聴者の方はここで退室となります。</p> <p>(傍聴者退席)</p>
司会	<p>以上で、本日の審議会は終了となります。本日はお疲れ様でした。</p>

会議録署名人の署名

以上、会議の経緯を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和2年10月22日

氏名 相澤 忠利 _____

氏名 大嶋 辰夫 _____